

青森県報

第四千七百七十三号

平成二十八年
七月十五日
(金曜日)

目 次

告 示

児童福祉法による小児慢性特定疾病医療機関の指定	（こども）	一
児童福祉法による指定小児慢性特定疾病医療機関の所在地の変更の届出	（同）	一
障害福祉サービス事業者の指定	（障害福祉課）	二
指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出	（同）	二
飼料の試験の結果の概要	（畜産課）	二
家畜伝染病の発生	（同）	三
公共測量の実施	（監理課）	三
公 告		
政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表	（総務学事課）	三
特定非営利活動促進法第十条第一項の規定による公告	（県民生活文化課）	四
大規模小売店舗の変更の届出	（商工政策課）	四
建設業者の許可の取消し	（東青地局）	五
右	（西北地域局）	五
右	（同）	五
右	（同）	五
出先機関	（上北地域局）	六
道路の位置の指定	（下北地域局）	六

告 示

青森県告示第四百八十二号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の第二第二項の規定により、小児慢性特定疾病医療機関を次のとおり指定したので、同法第十九条の十九第一号の規定により公示する。

平成二十八年七月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	年 指 月 日 定
調剤薬局ツルハドラッグ福地南部店	三戸郡南部町大字吉米地字白山堂一の二	平成 二六・六・六
保険調剤薬局タイキファーマシー城東北店	○弘前市大字城東北四丁目四の二一階	二六・六・二四

青森県告示第四百八十三号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十九条の十四の規定により、次のとおり指定小児慢性特定疾病医療機関から所在地を変更した旨の届出があつたので、同法第十九条の十九第二号の規定により公示する。

平成二十八年七月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

変更前	変更に	変更に	変更に
変更後	変更前	変更前	変更前
八戸調剤薬局センター	八戸市小中野二丁目一の七	八戸市小中野一丁目四の五	平成二六・五・一
	四メゾンビル一階		

青森県告示第四百八十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十八年七月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名称	アースサポーツ株式会社	アースサポーツ株式会社	アースサポーツ株式会社	アースサポーツ株式会社
	主たる事務所の所在地	東京都渋谷区本町一丁目四の四	東京都渋谷区本町一丁目四の四	東京都渋谷区本町一丁目四の四	東京都渋谷区本町一丁目四の四
障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス	居宅介護	居宅介護	重度訪問介護	重度訪問介護
	障害福祉サービスを行う所	アースサポーツ弘前の町	アースサポーツ弘前の町	アースサポーツ弘前の町	アースサポーツ弘前の町
所在地	弘前市大字浜の一丁目二の四	弘前市大字浜の一丁目二の四	弘前市大字浜の一丁目二の四	弘前市大字浜の一丁目二の四	弘前市大字浜の一丁目二の四
指定年月日	平成二六・七一				

青森県告示第四百八十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造（輸入）年月	試験項目	違反の有無及び違反の内容
JA全農北日本くみあい飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24番7	同左	くみあい標準配合飼料 パコーチップZK後期	28.5	粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、ME、水分	無

百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成二十八年七月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名称	株式会社サポーツ大樹	主たる事務所の所在地	弘前市大字川合の四	障害福祉サービスの種類	就労継続支援A型	障害福祉サービス事業を行う事業所	株式会社サポーツ大樹	所在地	弘前市大字川合の四	廃止年月日	平成二六・三〇
---------------	----	------------	------------	-----------	-------------	----------	------------------	------------	-----	-----------	-------	---------

青森県告示第四百八十六号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第一項の規定により平成二十八年五月十三日及び同年六月十日収去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表する。

平成二十八年七月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

JA全農北日本くみあい飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24番7	同左	くみあい配合飼料 たまご工房DX	28.5	粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、リン、ME、水分	無
JA全農北日本くみあい飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24番7	同左	くみあい配合飼料 スベシヤルボークCマッシュ	28.5	粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、リン、TDN、水分	無
中部飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24番地5	同左	マル中印成鶏飼育用配合飼料 たまごの達人	28.5	粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、リン、ME、水分	無
中部飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24番地5	同左	マル中印配合飼料 益益荒男	28.5	粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、リン、ME、水分	無
中部飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24番地5	同左	マル中印種豚飼育用配合飼料 マルチラック	28.5	粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、リン、TDN、水分	無

~~~~~

青森県告示第四百八十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十八年七月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

|          |       |       |    |          |           |
|----------|-------|-------|----|----------|-----------|
| 家畜伝染病の種類 | 家畜の種類 | 患畜の疑別 | 頭数 | 発生場所又は区域 | 発生日       |
| ヨ一ネ病     | 牛     | 患畜    | 一  | 十和田市     | 平成<br>六・六 |

~~~~~

青森県告示第四百八十八号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第

三項の規定により公示する。

平成二十八年七月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 測量計画機関
青森地方気象台
- 二 測量の種類
公共測量（一級水準測量）
- 三 測量の期間
平成二十八年六月二十日から同年十一月三十日まで
- 四 測量の地域
西津軽郡深浦町大字深浦苗代沢地内

公 告

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表

平成二十八年四月から同年六月までの間の政府調達に係る苦情の受付及び処理の状

況の概要を次のとおり公表する。

平成二十八年七月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

政府調達に係る苦情の申立てはなかった。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十八年七月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十八年七月一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人マザーフィールド

三 代表者の氏名

永澤 弘夫

四 主たる事務所の所在地

弘前市大字上鞆師町一八の一

五 定款に記載された目的

この法人は、弘前市内のひとり親家庭等（児童扶養手当受給世帯、及びこれに準ずる世帯をいう。以下同じ。）に対して、ひとり親等の就労の場の提供と子育てを支援する事業を実施することにより経済的かつ社会的自立支援を図り、もって地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十八年七月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ラピア

八戸市江陽二丁目一四の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

八戸ショッピングセンター開発株式会社

八戸市江陽二丁目一四

代表取締役 橋本昭一

三 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変更年月日	
大規模小売店舗の設置に関する事項	駐車場の位置及び収容台数 一三三台 （位置は、届出書添付図面のとおり） 五〇台 （位置は、届出書添付図面のとおり）	駐車場の位置及び収容台数は変更のみ、収容台数は変更なし （位置は、届出書添付図面のとおり） 大規模小売店舗の設置に関する事項 来客が駐車を利便するに用いる時間帯 第一駐車場、第二駐車場及び第四駐車場 午前九時三十分から午後九時まで 第一駐車場、第二駐車場及び第四駐車場 午前九時三十分から午後九時まで	駐車場の位置及び収容台数は変更のみ、収容台数は変更なし （位置は、届出書添付図面のとおり） 大規模小売店舗の設置に関する事項 来客が駐車を利便するに用いる時間帯 第一駐車場、第二駐車場及び第四駐車場 午前九時三十分から午後九時まで 第一駐車場、第二駐車場及び第四駐車場 午前九時三十分から午後九時まで	平成二六・七・一六

四 届出年月日

平成二十八年六月十七日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2 期間

平成二十八年七月十五日から同年十一月十五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十八年十一月十五日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年七月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社嶋中建設

二 代表者の氏名 嶋中 幸男

三 主たる営業所の所在地 東津軽郡今別町大字鍋田字関口四三の一

四 許可番号 青森県知事許可(般 二四)第一三一六〇号

五 取消年月日 平成二十八年六月二十八日

六 取消しに係る建設業の許可

タイトル・れんが・ブロック工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十八年六月三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年七月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社深浦林管工業所

二 代表者の氏名 藤田 武光

三 主たる営業所の所在地 西津軽郡深浦町大字岩坂字長谷野一三

四 許可番号 青森県知事許可(般 二三)第一五五五号

五 取消年月日 平成二十八年六月二十九日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、管工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十八年五月二十六日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年七月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社脇川建設工業所
- 二 代表者の氏名 脇川 一生
- 三 主たる営業所の所在地 西津軽郡深浦町大字北金ケ沢字塩見形二の一〇
- 四 許可番号 青森県知事許可(特 二八)第一六九五号
- 五 取消年月日 平成二十八年六月二十九日
- 六 取消しに係る建設業の許可
石工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成二十八年六月二十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年七月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 おとべ建築板金
 - 二 氏名 乙部 清
 - 三 主たる営業所の所在地 上北郡野辺地町字助佐小路一五の三六
 - 四 許可番号 青森県知事許可(般 二三)第五〇〇二九六号
 - 五 取消年月日 平成二十八年六月三十日
 - 六 取消しに係る建設業の許可
屋根工事業及び板金工事業に係る一般建設業の許可
 - 七 取消しの原因となった事実
- 平成二十八年五月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

下北地域県民局告示第二号

建築基準法(昭和二十五年法律第百一十号)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則(昭和三十六年二月青森県規則第二十号)第十七条の規定により公示する。
なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、下北地域県民局地域整備部及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年七月十五日

下北地域県民局長 神 重 則

位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
むつ市文京町三二四の二	七〇・一七メートル	六・〇一メートル	平成 二八・七 一四

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭